

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

---

布団の処分や点検を口実にした強引な訪問販売に注意！

---

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、座布団ではなく羽毛布団などを勝手に出し「このままではダメになってしまうので、リフォームしたほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約 13 万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には高額過ぎて支払えない。(80 歳代)

=====  
<ひとこと助言>

- ☆ 「処分してもよい布団はないか」などと訪問されても、安易に家の中に入れないようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- ☆ 布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。
- ☆ 事業者の来訪は、なるべく一人に対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
- ☆ 家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を配りましょう。
- ☆ クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。しつこく勧誘され恐怖を感じたときや困ったときは、最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン 188）。

イラスト入りリーフレット（PDF 形式）はこちらの URL からご覧いただけます。

[https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mglis.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglis.html)

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

---

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

●全国の消費生活センター等の相談窓口

<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

\*\*\*\*\*

メールアドレスの変更と配信解除はこちらへ

[https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mgtop.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html)

問い合わせ：[mimamoru-kun@kokusen.go.jp](mailto:mimamoru-kun@kokusen.go.jp)

\*\*\*\*\*